

策定年月	平成 6年 4月
変更年月	平成13年 3月
変更年月	平成18年 7月
変更年月	平成22年 6月
変更年月	平成26年 9月
変更年月	平成27年 9月
変更年月	令和 3年 1月
変更年月	令和 5年 9月

農業経営基盤の強化の促進に関する 基本的な構想

令和5年9月
会津若松市

目 次

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標	1
1. 会津若松市の位置・気候・農業の現状	1
2. 会津若松市の農業構造の変化	1
3. 農業経営基盤強化の促進に関する基本的方向	2
4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	3
第2 農業の経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	5
1. 地域別営農類型	別紙
2. 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標	5
第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	9
第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	10
1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方	10
2. 市が主体的に行う取組	10
3. 関係機関・団体との連携・役割分担の考え方	11
4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供	12
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
1. 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標	13
2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	13
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	15
1. 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	15

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農 用地利用改善事業の実施の基準に関する事項	16
3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業 の実施の促進に関する事項	20
4. 利用権設定等促進事業に関する事項	21
5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項	27
6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項	27
7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	30
第6 その他	31
別紙 第2 1 地域別営農類型	32
参考資料1 第5の4の(1)⑥関係	34
参考資料2 第5の4の(2)関係	35

第1 農業経営基盤強化の促進に関する目標

1. 会津若松市の位置・気候・農業の現状

本市は、福島県の西部会津地方の東側中央部に位置する面積約 383k m²、人口約 11.4 万人の地方中核都市である。地形は東が猪苗代湖に接し、東部湖岸と南部一帯は奥羽山系に、また北西部は会津盆地に属しており市街地は盆地東南部に位置する。

気候は、内陸盆地特有の気候を示し冬季は日本海側、夏季は太平洋側に近い気候となり、春秋には、これに内陸型の条件が加わり複雑な気候を示している。

本市の農業は米を基幹として、野菜、果樹、畜産、及び地域特産物等の複合経営の方向により発展してきた。また、近年は北会津地区を中心に観光農業や農産物直売所など販売・流通を併せた複合型農業が規模の拡大を含め発展してきている。

しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災及び原子力発電所事故による風評により農産物の販売量の減少や価格低迷、観光農業においては入込み客の激減など大きな影響が発生したが、農産物の安全性を確認するために実施している緊急時環境放射線モニタリングの結果などを情報提供することで市民・農家の不安軽減へとつなげ、安全性をPRするためのイベントや広報活動などを併せて実施することで、本市農産物に対する風評払拭に努めている。

今後、土地利用型作物については、集落営農を通した担い手を中心として、低コスト化及び省力化を図るだけでなく、消費者の需要動向にあった銘柄米・良質米の作付比率を高め、会津米としてのブランド化や特別栽培並びに有機栽培等の安全性も考慮した高付加価値農産物としての確立を推進する。

園芸作物については、適地適作を基本とし、栽培管理の徹底による良品生産の推進及び作付けの団地化による施設・機械の有効利用を図ることが重要であり、併せて激しい産地間競争を生き抜くため、戦略的優良品種の振興と計画的生産・出荷体制の整備強化、さらに、産地ブランドの確立等に努め地域複合型農業の発展を目指す。

また、生産基盤の整備については、今後とも用排水施設整備とあわせて大区画ほ場整備等の実施により農業生産性の向上を図る。

2. 会津若松市の農業構造の変化

本市の農家戸数は昭和40年代より減少傾向にあり、第一種兼業農家及び第二種兼業農家の減少が顕著となっている。また、新規就農者は微増であるものの、農業従事者の高齢化に伴い、農家人口の減少は農家戸数以上に著しい。

このような中、近年、一経営体当たりの耕地面積は増加傾向にあるが、専業農家戸数は減少している。

3. 農業経営基盤強化の促進に関する基本的方向

農業を本市の基幹産業として今後とも振興していくためには、農業が職業として選択しうる魅力とやりがいのあるものとなることが重要である。そのため、おおむね10年後の育成すべき農業経営の目標を明らかにするとともに、その実現に向けて、農業経営の改善を計画的に進めようとする農用地の利用集積、経営管理の合理化その他農業経営基盤の強化を促進するための施策を関係団体等と連携しながら総合的かつ集中的に実施することとする。

効率的かつ安定的な農業経営の確保・育成が困難な地域等においては、地域農業の維持・発展のために必要となる多様な担い手を明確化した上で、本市農業の再生・発展に向けて取り組むものとする。

(1) 育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の目標

地域における優良な経営の事例を踏まえつつ、他産業従事者並みの年間総労働時間（主たる従事者1人当たり1,900時間程度）で、地域その他産業従事者と遜色ない生涯所得に相当する年間農業所得（主たる従事者1人当たり410万円以上、1個別経営体当たり490万円（主たる従事者1人＋補助従事者1人）以上）を確保することができる、効率的かつ安定的な農業経営を育成するとともに、これらの農業経営が地域の農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目標とする。

(2) 担い手育成の考え方

地域での話合いに基づき地域計画（農業経営基盤強化促進法〈昭和55年法律第65号。以下「法」という。〉第19条第1項の規定による地域計画をいう。以下同じ。）の策定及び見直しを推進し、将来にわたり地域の中心となる経営体として位置付けられる担い手の確保を図る。

個別の担い手については、法第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた農業者（以下「認定農業者」という。）や法第14条の4第1項の規定による青年等就農計画の認定を受けた農業者（以下「認定新規就農者」という。）等の確保・育成を基本とし、個別の担い手の確保が困難な地域においては、農作業受託組織や集落営農組織、法人化を推進し、地域の実情に応じた多様な担い手を育成する。

また、農作業受託組織等の任意組織については、集落での話合いと経理の一元化を進め、集落営農組織に育成するとともに、法人化を推進する。農用地の利用及び維持管理方法等に関して集落内での合意形成が整ったものについては、特定農業団体や特定農業法人への移行を図る。

(3) 目標達成のための推進方向

推進体制として、関係機関・団体からなる市農業再生協議会を推進の中心的機関

に位置付け、集落営農を含めた担い手の育成・支援について総合的に措置を講ずることとする。

経営体の育成にあっては、地域農業の担い手や小規模な農業者、高齢農業者等の多様な農業者による、農地、農業用水等の農業生産の基盤となる資源の維持管理、補助労働力の提供等について、役割の明確化を図ったうえで、地域の合意に基づく持続的な営農システムによる農業の振興・発展に向けた活動への支援を行う。

また、企業の農業参入について、持続的かつ安定的に発展する地域農業の確立を図るため、農業を担う者として支援を行う。

さらに、女性農業者については、農業生産の重要な担い手であることから、家族経営協定の締結と農業経営改善計画の共同申請の推進、集落営農組織への参加・協力等を通じ、農業経営への一層の参画を促進する。

加えて、グリーン・ツーリズム事業等を通じた都市住民との交流により、農業のもつ多面的な機能を生かしながら、農村における滞在型余暇活動の推進を図る。

なお、認定農業者及び認定新規就農者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。また、農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営の育成施策の中心に位置付け、地域計画の策定により担い手を明確にし、認定農業者等の担い手への農地集積を加速し、その他の支援措置についても認定農業者等に集中的かつ重点的に実施されるよう努め、本市が主体となって、県会津農林事務所、県農業会議、市農業委員会、農業協同組合、県農業共済組合、農地中間管理機構、土地改良区、市農事組合長連絡協議会、市認定農業者協議会等にも協力を求めつつ制度の積極的活用を図るものとする。

4. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の新規就農者数は年によって増減があるが、過去5年間は平均7人確保しており、従来からの基幹作物である水稻の会津米としてのブランド化やアスパラガス等の園芸作物の産地としての生産量の維持・拡大を図っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1)に掲げる状況を踏まえ、本市は青年層に農業を職業として選択してもらえるよう、将来の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

ア 確保・育成すべき人数の目標

福島県農業経営基盤強化促進基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に向けた年間目標 340 人以上、並びに本市における過去の状況を踏まえ、年間7人以上の当該青年等の確保を目標とする。

イ 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

青年等にとって、農業が「職業として選択しうる魅力」を持ち、「やりがいのあるもの」であることが必要であるため、市基本構想に定める効率的かつ安定的な農業経営の所得目標を将来実現することを基本とする。

そのため、地域の他産業従事者や優良な農業経営の事例と均衡する年間総労働時間(主たる従事者1人あたり1,900時間程度)の水準を達成しつつ、農業経営開始から5年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得(3に示す効率的かつ安定的な農業経営の所得目標の60%(中山間地の場合55%))に達していることを目標とする。

ウ 農業法人等への雇用により、就農しようとする青年等が目標とすべき水準

農業法人等への雇用により就農しようとする青年等は、農業法人等への就業を通じて地域農業を担うことはもとより、将来、当該農業法人等の経営者となることや、自らが効率的かつ安定的な農業経営に発展していくことが期待される。

このため、農業法人等への就業後5年間で、将来必要となる経営管理能力や栽培技術を習得することを目標とする。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

第1に示したような目標を可能とする効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町村で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型についてこれを示すと次のとおりである。

- 1 「個別経営体」とは、個人又は一世帯によって農業が営まれる経営体であって、他産業並みの労働時間で地域その他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもので、これに係る各営農類型ごとの農業経営指標の前提となる労働力構成については、主たる従事者1人、家族補助従事者1人を基本とした。
- 2 「組織経営体」とは、複数の個人又は世帯が共同で農業を営むか、又はこれと併せて農作業を行う経営体であって、その主たる従事者が他産業並みの労働時間で地域その他産業従事者と遜色ない生涯所得を確保できる経営を行い得るもの（例えば、農事組合法人、株式会社のほか、農業生産組織のうち経営の一体性及び独立性を有するもの）で、2世帯の協業組織とし、主たる従事者2人、補助従事者4人を基本とした。
- 3 営農類型の表記は、農産物販売金額第1位部門の販売金額が農産物総販売額の80%以上を占めるもの（単一経営）は第1位部門を表記し、60%以上80%未満のもの（準単一複合経営）は第1位及び第2位の部門を併記し、60%未満のもの（複合経営）は「複合経営」と表記した。
- 4 営農類型は、「農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」の見直しに伴う会津方部作目・作型別経営指標（会津農林事務所作成）等を参考にして策定した。

1. 地域別営農類型

別紙参照

2. 生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標

生産方式
① 指標達成のための技術等 ア 水稻 (a)生産の合理化を進めるため、担い手への農用地の利用集積による規模拡大や農業機械・施設の共同利用、農作業受委託を進める。 また、作業時間の短縮や作業コストの削減に向け、スマート農業等の先端技術を活用した水田の水管理システムや栽培支援ドローンの導入などにより、省力的かつ生産性の高い稲作経営を目指す。

(b)高品質・良食味米を安定生産するため、スマート農業等の先端技術や、地域条件に適した品種を導入する。

また、カントリーエレベーターやライスセンター等機関施設の利用を推進する。

(c)売れる米づくりを進めるため、主食用米の需要動向を的確にとらえ、用途別需要等に応じた品種構成とするとともに、需要に即した多様な米づくりを進める。

(d)加工用米、飼料用米、ホールクロップサイレージ用稲（WCS用稲）、備蓄米等の非主食用米の生産による水田利用を拡大し、水田作経営の安定化を図る。

イ 大豆・そば・麦類

(a)実需者が求める品質とロットを確保するため、ほ場の団地化及び栽培管理等の機械化を進める。

(b)安定した収量・品質を確保するため、輪作や土づくりを実施するとともに、特に水田作では排水対策を徹底する。

ウ 野菜 (a)個別経営体の規模拡大や大規模経営体の育成を進めるため、購入苗や共同選果場、雇用労力の活用を進める。

(b)高品質安定生産及び出荷期間拡大のため、栽培の施設化や作型分化を図るとともに、更なる生産拡大・品質向上を目指し、スマート農業等の先端技術を活用した養液土耕システムなどの導入を行い、収益性の高い農業経営の確立を目指す。

(c)加工・業務用野菜の需要動向を的確に捉え、移植・防除・収穫運搬作業等の機械化一貫体系の構築により、土地利用型野菜の導入を図る。

(d)公設地方卸売市場青果卸売業者と連携した土地利用型園芸作物の作付など、本市の農業の立地条件を活かした特色ある農業経営の確立を図る。

エ 果樹 (a)おうとう及びぶどうの大粒種では、雨よけ施設の普及・拡大を進める。

(b)もも、りんごでは、性フェロモン剤及び天敵等の利用により、環境と共生する農業に取り組む。

(c)栽培の省力化、高品質安定生産、規模拡大を図るため、もも、りんご等の樹種では低樹高栽培、日本なしではジョイント仕立て、また人工受粉のための受粉機、訪花昆虫等の導入を進める。

(d)会津みしらず柿は、防霜対策・着色管理の徹底を図り高品質生産を推進する。

(e)担い手の経営規模の拡大に向けて、雇用労力の確保を支援するとともに、農地の有効活用と集積を推進する。

オ 花き花木

(a)生産拡大に向けて、大規模園芸施設の整備を支援するとともに、品目の複合化や作型の分化による労力分散を図り、規模拡大を促進する。

(b)品質の向上、生産の安定を図るため高温対策技術の導入を促進する。

(c)定植機や選花機等の導入による省力化を推進し、さらには、更なる生産拡大・品質向上を目指し、スマート農業等の先端技術を活用した養液土耕システムなどの導入を行い、収益性の高い農業経営の確立を目指す。

カ 畜産 (a)あいつ自給飼料生産組合を核に自給飼料の拡大を図っていくとともに労働力の軽減を図る。

(b)同生産組合が所有する汎用型収穫機が有効に活用されるよう、新規就農者をオペレーターとして育成するとともに、認定農業者が農業機械等を整備し、作業を補完していく体制を作る。

キ 共通 (a)複合経営については、計画的な作目・作型の組合せを進め、作業の標準化を図る。

(b)野菜・花きについては、地域の特性を生かした作目選定を行うとともに、施設化を進める。また、機械化・共同化により一層の省力化、低コスト化を図る。

(c)農薬・化学肥料の削減や会津清酒の酒粕などの地域有機性資源の循環利用に努め、特色ある環境保全型農業に取り組む。

(d)地域農産物を生かした農業の6次化を推進し、農産物の付加価値向上を図る。

(e)有機栽培、特別栽培等の環境保全型農業への取組を推進するとともに、食の安全、環境の保全、労働の安全等に配慮したGAPの取組を推進する。

(f)放射性物質モニタリング検査の実施により、安心安全な農産物の情報を発信する。

② ほ場の大区画化、農用地の集積・集約及び規模拡大

ア 効率的な作業が可能となるようほ場の大区画化を進める。

イ 農地中間管理事業の活用や土地利用調整活動により、農用地の利用集積・集約や経営規模の拡大を図る。

ウ ロボット技術やICTの活用により省力化を図る。

経営管理の方法

- ア 経営の分析に基づく改善計画を立て、その実践にあたる。
- イ 簿記記帳を実施し、経営の把握・管理を行うとともに、経営の合理化を進める。また、青色申告を実施する。
- ウ 家族経営については、経営を充実強化し、また、生産組織については、経営の高度化・効率化を図り、法人化を進める。
- エ 合理的な経営管理を行うため、経営体内の役割を明確にする。
- オ 経営体に対しては、積極的なGAPの認証取得に取り組み、食品安全、労働安全、環境保全等に配慮した経営の実践を推進する。
- カ 経営管理能力の向上を図るため、経営研修会等への積極的な参加を促すとともに、各種支援制度等の情報提供に努める。
- キ 小規模な農業経営、生きがい農業を行う高齢農業者等と農用地や労働力について、相互にメリットが享受できるよう支援する。

農業従事の態様

個人経営体

- ア 配偶者や後継者がそれぞれの役割を明らかにし、経営の発展を図るため、家族経営協定を締結し、労働時間の設定や休日制等の就業環境を整備する。
- イ 計画的な作業と雇用者の確保等により、適正労働に努める。
- ウ 快適な労働環境づくりを進めるとともに、農作業機械等の取り扱いを熟知する等により農作業事故の防止に努める。

組織経営体

- ア 給料、就業時間等の就業規則の作成、各種保険制度等の活用、トイレや休憩室の完備、作業衣の支給など、就業条件を整備する。
- イ 作業環境の改善など、労働環境を整備する。
- ウ 効率的な農作業のための労働設計や雇用者の安定的、作業者に適する機械の導入と休憩時間の確保のための情報を整備する。

第2の2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1に示したような目標に向かって、新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の基本的指標として、現に認定農業者等が取り組んでいる優良事例等を踏まえつつ、本市における主要な営農類型並びに生産方式、経営管理の方法及び農業従事の態様に関する指標については、第2の1、2に示した効率的かつ安定的な基本的指標に準ずるものとする。

第3 第2及び第2の2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1. 農業を担う者の確保及び育成の考え方

農業が魅力的な職業として若者に選択され、将来にわたり本市の農業が地域の基幹産業として持続的に発展していくよう、他産業並みの所得を安定的に確保する意欲ある担い手を育成するとともに、新規就農者など次代の農業を担う人材や地域農業を担う多様な人材を幅広く、安定的に確保・育成していく必要がある。

(1) 担い手となる個別経営体については、認定農業者や認定新規就農者等の確保・育成を基本とし、効率的かつ安定的な経営を実現できるよう重点的に支援を行う。

また、担い手となる集落営農組織や参入企業など多様な経営体を育成するために、関係機関と連携しながら相談・支援を行っていく。

(2) 次代の農業を担う新規就農者については、本市の農業の魅力や就農支援のPR、就農相談会の情報提供や雇用就農希望者を対象とした農業法人等での研修を実施し、市内外から就農者を確保する。また、就農希望者や就農間もない農業者等を地域全体でサポートする体制づくりを進めるとともに、経営管理や技術習得のための研修制度の充実を図り、円滑な就農と定着を促進し、地域のリーダーとして活躍する農業者を育成する。

(3) 地域をけん引する発展的な経営体の育成については、意欲的な農業者や集落営農組織の法人化を促進し、農地中間管理事業を活用した農地の集積・集約化を進めるとともに、スマート農業技術等の導入による効率化や安定的な雇用の確保を推進する。

(4) 中小・家族経営、兼業農家などの多様な経営体については、今後の地域社会の維持のために重要な役割を果たすと期待されていることから、地域農業を担う者の確保・育成を推進する。

2. 市が主体的に行う取組

(1) 支援体制の整備

農業を担う者を幅広く確保・育成するため、市新規就農支援センターなど関係機関・団体と連携し、就農や経営相談への対応や地域での支援を行う。

また、本市の農業の魅力について、販路拡大促進事業等を活用したPR活動を行うとともに、ホームページ等を活用して情報発信を行う。

(2) 新規就農者の確保、定着・発展支援

本市の魅力発信と新規就農者の確保に向けて、関係機関・団体と連携しながら就農フェア等に参加するとともに、新たに農業経営を営もうとする青年等が円滑に経営を開始し、将来的に効率的かつ安定的な農業経営へ発展できるよう認定新規就農者制度の周知及び国等の支援の活用を働きかける。

(3) 認定農業者の確保・育成

認定農業者を確保するため、関係機関・団体と連携し認定農業者制度について周知を図り、新規認定の誘導等を行う。また、認定農業者が農業経営改善計画を達成できるよう関係機関・団体と連携して経営課題の解決に向けた支援を行う。

(4) 多様な人材の確保

関係機関と連携して、就農希望者に対する情報提供、農業技術・農業経営に要する知識習得に向けた研修の実施、必要となる農用地等のあっせん・確保、資金調達サポートを行う。また、市外からの移住就農者に対し、本市の担い手として定着できるよう研修支援等を行う。

3. 関係機関・団体との連携・役割分担の考え方

本市は、県会津農林事務所、県農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、市農業委員会、農業協同組合等の関係機関と連携しながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修先の提案、農用地等の情報提供、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

(1) 県会津農林事務所

関係機関・団体と連携し、就農や経営相談への対応や地域での支援を円滑に行うとともに、認定農業者の確保のために認定農業者制度の周知を図り、新規認定の誘導等を行い、併せて県農業経営・就農支援センターと連携して経営課題の解決に向けた支援を行う。

(2) 県農業経営・就農支援センター

就農及び経営改善等の総合的な相談窓口として、市や関係機関・団体、産地等と緊密に連携しながら、情報を共有した上で就農希望者や農業を担う者に対し、効率的に支援を実施する。

(3) 市新規就農者支援センター

関係機関で構成された組織として、各関係機関が担う役割を集約しながら、就農

相談から就農後の指導・助言、支援などを一体的に実施する。

(4) 市農業再生協議会

関係機関・団体等による相互連携の下、新規就農者や認定農業者等の農業を担う者の育成・確保に向けた支援を行う。

(5) 農地中間管理機構

市や農業委員会等と連携を密にし、担い手の規模拡大や新規就農者の農地取得が円滑に進むよう支援するとともに、就農準備金等を活用した新規就農者の確保・定着を図る。

(6) 市農業委員会

農業を担う者からの農地等に関する相談対応・情報提供、農地等の紹介・あっせん等を行う。

(7) 農業協同組合

生産技術取得の場づくりや生産物の安定した販売先の確保、関係機関による受入体制整備の支援、農業労働力確保や法人化等に向けたサポートを行う。

4. 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

県農業経営・就農支援センター、市・市農業委員会、県会津農林事務所、農業協同組合は相互に情報を提供し、就農希望者や農業を担う者に対する情報提供、支援等を円滑に実施する。

本市は、就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、県会津農林事務所及び県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

また、市内において後継者がいない場合は、県会津農林事務所及び県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

さらに、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう県農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、市農業委員会等の関係機関と連携して、円滑な継承に向けて必要なサポートを行う。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

1. 効率的かつ安定的な農業経営体を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

第2に掲げる農業経営体を地域において育成した場合、これら農業経営体が将来の地域における農用地の利用に占める面積の割合の目標は、おおむね次に掲げる程度とする。

効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標	備考
<p style="text-align: center;">79.4%</p> <p>なお、効率的かつ安定的な農業経営に対する農用地の利用集積においては、経営規模拡大のメリットを最大限に活かし、より効率的な経営を可能とするため、面的集積を図ることが求められている。</p> <p>このため、地域計画の実現に向けて、農地中間管理事業等により面的集積を図りながら、効率的かつ安定的な経営体に利用集積された農用地における面的集積の割合を高めていくことを目標とする。</p>	

注1)「効率的かつ安定的な農業経営が地域の農用地の利用に占める面積の割合の目標」は、認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等の担い手の地域における農用地利用面積（所有面積、借入面積及び農作業受託面積（水稻については、耕起・代かき、田植え、収穫・脱穀の基幹3作業の全てを受託している面積、その他の作目については主な基幹作業を受託している面積。）の合計面積）の割合の目標である。

2) 目標年次は令和8年度末とする。

2. その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

(1) 農用地の利用状況及び営農活動の実態等の現状

本市の平坦部では、水稻を中心とする土地利用型農業を展開し、認定農業者等を中心とした担い手への農地の利用集積が進んできているが、担い手ごとの経営農地は比較的分散傾向にあり、農作業の効率化等が図られず、担い手のさらなる規模拡大が停滞している。

また、本市の中山間地域では、水稻・大豆・そばを中心とする土地利用型農業を展開し、認定農業者だけでなく生産組織への農地の利用集積が進んできているが、担い手の効率的な土地利用のためには、さらなる農地の利用調整が必要である。

(2) 今後の農用地利用等の見通し及び将来の農用地利用の姿

本市では、今後 10 年間でさらに人口の減少や農業従事者の高齢化等が進み、経営転換や離農により農用地所有者からの農用地の貸付等の意向が強まることが予測されることから、受け手となる担い手への農用地の利用集積を円滑に進めるためには、担い手が経営する農用地における面的集積を促進し、農作業の効率化等を図ることによって農用地の引受能力を高め、さらなる規模拡大と経営改善を支援することが必要である。

本市では、計画的なほ場整備の推進とともに、農地中間管理事業を積極的に活用し、利用権の設定、農作業受委託等を進め、担い手の経営の規模拡大を促進する。

(3) 将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現に向けた取組及び関係機関、関係団体との連携等

本市の将来の農用地利用の姿を明確化した地域計画の実現を図るため、農地中間管理事業をはじめとする必要な施策を推進することとする。

なお、そのために、本市が主体となって、県会津農林事務所、市農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構及び市農業再生協議会等による連携体制のもと、農用地に係る情報の共有化を進める。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

本市は、福島県が策定した『農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針』の第5「効率的かつ安定的な農業経営を育成するために必要な事項」の農業経営基盤強化促進事業の実施に関する基本的な事項に定められた方向に即しつつ、地域農業の健全な発展を図るため、農用地の効率的かつ総合的な利用の促進並びに農業経営の改善及びその安定を図るとともに、農業振興地域整備計画その他の農業に関する計画の達成に資することを目的として、農業経営基盤強化促進事業に積極的に取り組む。

本市は、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ 利用権設定等促進事業
- ⑤ 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成・確保を促進する事業
- ⑥ 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事業
- ⑦ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。ただし、市街化区域内の農用地等については、市街化を図るべきものとして都市的土地利用へ転換されることが期待されることから、農業経営基盤強化促進事業の実施区域から除外する。

(ア) 現在県営ほ場整備事業が実施されている各地区においては、ほ場の大区画化及び連担団地化による高能率的な生産基盤を形成するとともに、効率的かつ安定的な生産組織の育成に努める。

(イ) 中山間地域においては、ほ場整備に併せて特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動をより一層活発化させ、耕作放棄地の解消を図るとともに、多様な担い手への農用地の利用集積を促進する。

更に、本市は農用地利用改善団体に対して、特定農業法人制度等についての啓発に努め、必要に応じ農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導・助言を行う。

以下、事業ごとに述べる。

- 1 . 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項
 - (1) 法第18条第1項の協議の場の設置の方法
 - ① 協議の場の開催時期

幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稲の農繁期を除いて設定する。

② 開催に係る情報提供の方法

開催に当たっては、インターネットの利用等に加え、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図る。

③ 参加者

農業者、市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の農地相談員、土地改良区、県会津農林事務所、その他の関係者とする。

④ 協議すべき事項

協議の場において、地域における農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行う。

⑤ 相談窓口の設置

協議の場の参加者等から協議事項に係る問合せへの対応を行うための窓口を市農政課に設置する。

(2) 法第 19 条第 1 項に規定する地域計画の区域の基準

農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定し、その上で、様々な努力を払ってもなお、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、集落内で協議した上で活性化計画の作成検討を行い、粗放的な利用等による農用地の保全等を図る。

(3) その他法第 4 条第 3 項第 1 号に掲げる事業（地域計画推進事業）に関する事項

本市は、地域計画の策定に当たって、県会津農林事務所・市農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行い、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施する。

2. 農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

本市は、地域の話し合いによる地域計画の策定及び見直しを通じ、効率的かつ安定的な経営体への農用地の利用集積を進めるため、農用地利用改善団体の活動を支援する。

また、担い手が不足している地域の農用地利用改善団体にあっては、関係者の合意の下に、地区内農用地の受け手となり、遊休農地の発生防止を含めた有効利用を

図る組織経営体として、特定農業法人又は特定農業団体の設立及び特定農用地利用規程に農地中間管理事業の利用に関する事柄を定め、担い手への農地集積・集約を推進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（門田町、神指町、高野町、一箕町、東山町、大戸町、町北町、湊町、北会津町、河東町の内1～数集落）とするものとする。

ただし、特別な事情により、集落を単位とした区域を農用地利用改善事業の実施の単位とすることが困難であると認められる場合にあつては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障がない限り、集落の一部を除外することができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の有効利用及び農業経営の改善を図る上で必要な作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の調整に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 農用地利用改善事業の実施区域

ウ 作付地の集団化その他農産物の栽培の改善に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要な事項

② 農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① (2)に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第23条第1項に規定する要件を備えるものは、「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」(平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産

省経営局長通知。以下「基本要綱」という。)様式第6-1号の認定申請書を会津若松市に提出して、農用地利用規程について会津若松市の認定を受けることができる。

② 本市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第23条第1項の認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が本基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用改善事業の実施区域が地域計画の区域内にあるときは、農用地利用規程の内容が当該地域計画の達成に資するものであること。

ウ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

エ (4)の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

オ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 本市は、②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を本市の掲示板への掲示により公告する。

④ ①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① (5)の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営を育成するという観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど農業経営基盤強化促進法施行令(昭和55年政令第219号)第11条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② ①の規定により定める農用地利用規程においては、(4)の①に掲げる事項のほか、次の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等の申出及び農

作業の委託あっせん等の手続きに関する事項

エ 農地中間管理事業の利用に関する事項

③ 本市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について(5)の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が(5)の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、(5)の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が(2)に規定する区域内の農用地相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ著しく劣っていると認められる農用地について、所有者（所有権以下の権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人は認定農業者とみなし、特定農用地利用規程は法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

(7) 農用地利用改善団体の勧奨等

① (5)の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をするものがある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあつては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣ってい

ると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率化かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、援助

- ① 本市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるように必要な指導、援助に努める。
- ② 本市は、(5)の①の規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善の実施に関し、市農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等の指導及び助言を求めてきたときは、それぞれの組織の役割に応じて必要な指導及び助言が積極的に行われるように努める。

3. 農業協同組合が行う農作業の委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

- ア 農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせんの促進
- イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織又は農家群の育成
- ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受委託の促進の必要性についての普及啓発
- エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化
- オ 地域及び作業毎の事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権設定への移行促進
- カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準設定

(2) 市農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合による農作業の受委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等

農業協同組合は、農業機械銀行方式の活用、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めるとともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

また、担い手が受けきれない農用地について適切に管理し、将来的に担い手に引き継ぐことが重要であるため、農作業受委託の推進に向けて、農業協同組合等の農業支

援サービス事業者による農作業受託料金の情報提供の推進や、農作業受託事業を実施する生産組織の育成、地域計画の策定に向けた協議における農作業受委託の活用の周知等を行うことにより、農作業の受委託を促進するための環境整備を図る。

4. 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 耕作又は養畜の事業を行う個人(旧法第18条第2項第6号に規定する者を除く)、又は農地所有適格法人(農地法(昭和27年法律第229号)第2条第3項に規定する農地所有適格法人をいう。以下同じ。)が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に依じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の(a)から(e)までに掲げる要件のすべて(農地所有適格法人にあつては(a)(d)及び(e)に掲げる要件のすべて)を備えること。

(a) 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合における、その開発後の農用地を含む。)のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

(b) 耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

(c) その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

(d) 利用権の設定等を受けた後に行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその土地の位置及び規模からみて、農地の集団化、農作業の効率化その他周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じないと認められること。

(e) 所有権の移転を受ける場合は、上記の(a)から(d)までに掲げる要件の他、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、又は近い将来農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん基準に適合することとなる者として、市農業委員会が作成するあっせん譲り受け候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定等を受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

ウ 農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用すると認められること。

② 農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利

又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が①のアの(a)及び(b)に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては(a)に掲げる要件）のすべてを備えているときは、①の規定にかかわらず、その者は、概ね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合法（昭和 22 年法律 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が利用権の設定若しくは移転を受ける場合、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 4 項に規定する農地中間管理機構若しくは独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が、利用権の設定等を受ける場合、又は農地中間管理機構が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 旧法第 18 条第 2 項第 6 号に規定する者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア 耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ 会津若松市長への確約書の提出や会津若松市長との協定の締結を行う等により、その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者がその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（ただし、農地法第 2 条第 3 項第 2 号チに掲げる者を除く。）が、利用権設定等促進事業の実施により当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行う場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ ①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、参考資料 1 のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託にかかる利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合及び農業協同組合連合会並びに

同法第 72 条の 10 第 1 項第 2 号の事業を併せて行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合、その他農用地等の利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要かつ適当であると認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、設定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準、支払の相手方及び方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分又は株式を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払（持分又は株式の付与を含む。）の方法並びに所有権の移転の時期は参考資料 2 のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

- ① 本市は、開発して農用地又は農業用施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から基本要綱様式第 7 号に定める様式による開発事業計画を提出させる。
- ② 本市は①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認めるときは、農用地利用集積計画の作成手続きを進める。
 - ア 当該開発事業の実施が確実であること。
 - イ 当該開発事業の実施に当たり農地転用を伴う場合には、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。
 - ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合には、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期期

- ① 本市は、(5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、農用地利用集積計画の定めるところにより、設定（又は移転）された利用権の存続期間（又は残存期間）の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積計画を定めるよう努めるものとする。

(5) 要請及び申出

- ① 市農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定

農業者に対する利用権設定等の調整が整ったときは、会津若松市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

- ② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 52 条第 1 項又は第 89 条の 2 第 1 項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の利用の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業において、その組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用関係の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により農用地利用集積計画を定めるべき旨を申し出ることができる。
- ④ ①から③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の 20 日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

- ① 本市は、(5)の①の規定による市農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。
- ② 本市は、(5)の②から③の規定による農業協同組合又は土地改良区からの申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。
- ③ ①及び②に定める場合のほか、利用権の設定を行おうとする者又は利用権の設定を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が調ったときは、本市は、農用地利用集積計画を定めることができる。
- ④ 本市は、農用地利用集積計画において、利用権の設定等を受ける者を定めるに当たっては、利用権の設定等を受けようとする者（(1)に規定する利用権の設定等を受けべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等をしようとする土地及びその者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようにする。

(7) 農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

なお、⑥のイの事項について、本市はこれらを実行する能力があるかを確認した上で定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（(1)の④に規定するものである場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃、その支払の相手方及び方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価及びその支払（持分又は株式の付与を含む。）の方法、その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が(1)の④に該当する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において農用地を適正に利用していないと認められる場合に賃借又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が、賃借権又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他の撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - (a) 農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - (b) 原状回復の費用の負担者
 - (c) 原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - (d) 貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

(8) 同意

本市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者、並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利、又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者のすべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が5年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意を得ることで足りるものとする。

(9) 公告

本市は、市農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、又は(5)の①の規定による市農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

本市が(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され（若しくは移転し）又は所有権が移転するものとする。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するように努めなければならない。

(12) 紛争の処理

本市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後、借賃又は対価の支払等、利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権の設定等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努めるものとする。

(13) 賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた者に対する勧告

会津若松市長は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- ① その者がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。
- ② その者が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。
- ③ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取消し

- ① 本市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、市農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各事項に係る賃借権又は使用貸借による権利の

設定に係る部分を取り消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ (14)の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

② 本市は①の規定による農用地利用集積計画の取消しをしたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち当該取消しに係る部分（ただし、(7)の⑦に掲げる事項を除く。）を会津若松市の掲示板への掲示により公告する。

③ 市農業委員会は、①の規定による農用地利用集積計画の取消しがあった場合において、その農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権の設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。市農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

④ 本市が②の規定による公告をしたときは、①の規定による取消しに係る賃貸借又は使用貸借が解除されたものとする。

5. 農業経営の改善を図るために必要な農業従事者の養成及び確保の促進に関する事項

本市は、効率的かつ安定的な経営を育成するため、経営感覚に優れ、意欲あふれる農業経営者の自発的な意思と能力による経営努力や一層の意識改革を尊重しつつ、高い技術を有した人材の育成とともに農業後継者や青年農業経営者等で構成する自主的集団活動の充実を推進する。

このため、就農等相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践研修、農地中間管理機構の保有農地を利用した研修等事業等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

6. 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保に関する事項

近年の就農希望者は、就農前の経歴（就学歴・職歴等）、就農形態、就農年齢等が極めて多様化してきているため、就農啓発活動による新規就農希望者の裾野の拡大を図るとともに、多様な就農区分や就農形態に対応した円滑な就農を促進するための方策を積極的に講じる。

また、県農業経営・就農支援センターと連携し、就農相談データベース等を活用して就農相談者の情報共有を行いつつ、就農希望者へのサポートや就農者の経営発展支援等を継続的に行う。

(1) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に関する事項

ア 就農啓発活動

- ① 義務教育段階の児童・生徒に対しては、農業体験学習等を通じた学校教育との連携により、農業・農村への理解を醸成する。
- ② 高校生に対しては、オープンキャンパス等による農業総合センター農業短期大学校（以下「農業短期大学校」という。）への誘導や指導農業士等が受け入れる農業体験の実施等により、地域農業への理解を促進するとともに、就農に対する意識を醸成する。

また、新たに農業経営を開始しようとする者に対しては、先進農家や農業短期大学校等の長期研修制度を活用し、農業への理解を深めた上での就農を促進する。

- ③ 高等教育課程（大学、短大、専門学校等）の学生に対しては、職業としての農業の魅力を発信するため、就農ガイドブックや農業法人の雇用事例の提供や相談会、見学会等の開催により、就農への理解を促進する。
- ④ 都市住民等に対しては、定住・二地域居住促進の取組の中で、農業・農村の役割や魅力を広く紹介することにより、その重要性への理解を促進する。
- ⑤ 定年帰農や他産業の退職者等に対しては、産地等の情報発信や研修会、相談会等により新規参入や雇用就農など就農形態への理解を深めた上での就農を促進する。

イ 就農形態別確保方策

① 自営による就農

(ア) 新規学卒者

計画的な新規学卒者の確保を図るため、農業高校生及び農業短期大学校生等で就農意欲の高い者や認定農業者等担い手の子弟等、具体的に候補者を絞った就農促進活動を展開し、青年等就農計画の作成支援等を通じて確実に就農へと誘導する。

(イ) U I J ターン者

認定農業者等担い手の子弟等を中心に、将来的な就農への意向を把握するとともに、継続的な情報提供、青年農業者との交流、体験研修への誘導等を通じて、就農へと誘導する。

(ウ) 新規参入者

本市新規就農者支援センター等の就農相談活動により聴取した本人の意向等を踏まえ、生産現場での視察や体験による農業への理解促進や農業短期大学校での研修等を通じた将来の営農ビジョン策定支援、及び先進農家研修等による技術習得等を支援する。

また、関係機関・団体との連携の下に、研修生受入農家の情報整備や農地・住宅・施設等の遊休資源情報の収集・提供、及び新規参入者への遊休資源の継承等

就農条件の整備を進め、円滑な就農を促進する。

② 農業法人等への雇用就農

新規参入者を中心に農業法人等への雇用による就農が増加していることから、雇用者数の拡大のため農業法人等の経営発展を支援するとともに、県農業経営・就農支援センターによる就農相談や無料職業紹介所機能により、農業法人等への就農希望者を対象とした雇用や研修受入の情報の提供に努め、円滑な就農を促進する。

また、就農に向けた心構えや就農するために必要な技術・資格の習得を支援する。

③ その他

就農を希望する退職者等については、研修会等により農業経営への理解を深めるとともに、技術習得のために、農業短期大学校や先進農家等での研修実施を誘導し、就農を促進する。

(2) 新たに農業経営を営もうとする青年等の育成に関する事項

就農区分や就農形態の多様化に対応するため、新規就農者等全体及び就農形態に応じた育成方策を講じ、新規就農者等の経営目標の実現に向けて効率的かつ具体的な支援を行うことにより、担い手の育成・定着を促進する。

ア 共通する育成方策

① 明確な経営目標の設定支援

新規就農者が農業経営の担い手として成長するためには、明確な経営目標を設定し、その実現に向けて自己の経営管理能力や技術力を高めていくことが求められる。

そこで、就農5年後の自らの経営目標を明らかにした「青年等就農計画」の作成を支援し、常に目標達成を意識した農業経営の取組を県等関係機関と連携し、支援する。

② 融資等の支援

「青年等就農計画」の認定を受けた新規就農者に対しては、農業経営開始にあたって施設・機械の導入等に対し、各種融資制度等により支援する。

③ 農業青年クラブ等の活動推進

同じ目的意識を持った仲間との交流を促進し、団体活動やプロジェクト活動への取組等を通して自己の視野を広げるとともに農業経営に必要な課題解決能力を養成する。

④ 指導農業士等先進農家との交流促進

新規就農者等が経営管理能力や栽培技術を習得し、地域農業のリーダーとなれるよう指導農業士等と連携した技術研修会等を開催し、資質向上を図る。

⑤ 農業経営改善計画作成への誘導

新規就農者が青年等就農計画の達成状況等から自己の経営目標の一層の向上を目指して農業経営改善計画を作成できるよう計画的に誘導する。

イ 就農区分別育成方策

① 農業後継者の育成方策

就農直後から責任とやりがいを持って農業経営に取り組める環境を整備するため、家族経営協定の締結による新規就農者の農業経営への参画を促進する。

また、親の経営承継、親とは別部門での経営展開など経営方針の具体化により経営目標の実現に向けた取組を支援する。

② 新規参入者の育成方策

県や農業協同組合等と連携し、地域全体で就農をサポートする体制を整備し、新規参入者と地域住民の円滑な交流を促進することにより、定着を支援する。

③ 就農支援方策

農業経営の規模拡大等には多額の投資が必要となるため、農業制度資金の活用や農業経営を縮小する者が有する施設等の有効な活用方法など情報共有を促進し、新規参入者への継承を支援する。

7. その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

本市は、1から6までに掲げた事業の推進に当たっては、農業経営基盤の強化の促進に必要な関連施策との連携に配慮するものとし、県営経営体育成基盤整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、コントリーエレベーター等の農業近代化施設の導入を推進し、効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が経営発展を図っていく上での条件整備を図る。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、市農業委員会、県会津農林事務所、農業協同組合、市土地改良区連絡協議会、農地中間管理機構、県農業経営・就農支援センター、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を推進する。

② 農業委員会等の協力

市農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構は、農業経営基盤強化促進事業の円滑な実施に資することとなるよう、県農業経営・就農支援センターのもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、本市は、このような協力の推進に配慮する。

第6 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この基本構想は、平成18年7月10日から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、会津若松市長がこれを公告した日（平成22年6月7日）から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、会津若松市長がこれを公告した日（平成26年9月26日）から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、会津若松市長がこれを公告した日（平成27年9月28日）から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、会津若松市長がこれを公告した日（令和3年1月25日）から施行する。

附 則

- 1 この基本構想は、会津若松市長がこれを公告した日（令和5年9月26日）から施行する。

別紙 第2 1. 地域別営農類型

(1) 個別経営体

営農類型	経営体 計		作物別		生産方式(資本設備)		農業従事者			
	規模・所得		生産規模	所得	標準装備	追加装備				
土地利用型	経営面積	12 ha	水稻(移植)		施設 作業所 育苗ハウス	サブソイラー 大豆播種機 カルチベーター 動力噴霧機	主たる従事者	1人		
	作業受託面積	4.5 ha	6 ha	305 万円			補助従事者	1人		
	農業所得	502 万円	水稻(備蓄米)	95 万円	機械 トラクター 45ps (アタッチメント含む) 播種機 田植え機 6条 コンバイン 4条刈 コンテナ 乾燥機 2台45石 (調製設備一式) トラック その他小農機具		労働時間	1,312時間		
	雇用労働費差引後	502 万円	水稻(作業受託)	21 万円			雇用労働費	0万円		
			大豆(転作)	43 万円						
			そば(転作)	38 万円						
野菜+水稻	経営面積	6.85 ha	水稻(移植)	203 万円	施設 作業所 育苗ハウス	自走式防除機 防虫ネット	主たる従事者	1人		
	農業所得	601 万円	水稻(備蓄米)	128 万円			補助従事者	1人		
	雇用労働費差引後	502 万円	ミニトマト(施設)	270 万円	パイプハウス 灌水施設		労働時間	3,043時間		
			0.15 ha				雇用労働費	99万円		
	経営面積	5.3 ha	水稻(移植)	163 万円			機械 トラクター 33ps (アタッチメント含む) 管理機 8ps 播種機 田植え機 4条 コンバイン 3条刈 乾燥機 40石 (調製設備一式) 軽トラック その他小農機具	被覆資材 防風施設	主たる従事者	1人
	農業所得	500 万円	水稻(備蓄米)	85 万円					補助従事者	1人
	雇用労働費差引後	500 万円	アスパラガス(施設)	252 万円	0.3 ha		労働時間	1,741時間		
							雇用労働費	0万円		
	経営面積	5.1 ha	水稻(移植)	163 万円	防風施設		主たる従事者	1人		
	農業所得	502 万円	水稻(備蓄米)	85 万円			補助従事者	1人		
雇用労働費差引後	502 万円	きゅうり(施設)	254 万円	0.1 ha		労働時間	1,475時間			
						雇用労働費	0万円			
経営面積	6.4 ha	水稻(移植)	193 万円	自走式防除機 防虫ネット		主たる従事者	1人			
農業所得	581 万円	水稻(備蓄米)	114 万円			補助従事者	1人			
雇用労働費差引後	500 万円	トマト(施設)	274 万円	0.2 ha		労働時間	2,840時間			
						雇用労働費	81万円			
野菜+水稻 (ICT活用)	経営面積	5.1 ha	水稻(移植)	163 万円	防風施設 ICT活用養液 土耕システム 一式		主たる従事者	1人		
	農業所得	578 万円	水稻(備蓄米)	85 万円			補助従事者	1人		
	雇用労働費差引後	578 万円	きゅうり(施設)	330 万円	0.1 ha		労働時間	1,373時間		
							雇用労働費	0万円		
経営面積	6.4 ha	水稻(移植)	193 万円	自走式防除機 防虫ネット ICT活用養液 土耕システム 一式		主たる従事者	1人			
農業所得	663 万円	水稻(備蓄米)	114 万円			補助従事者	1人			
雇用労働費差引後	601 万円	トマト(施設)	356 万円	0.2 ha		労働時間	2,612時間			
						雇用労働費	62万円			
花き花木+水稻	経営面積	4.2 ha	水稻(移植)	122 万円	畦立成型機 予冷库		主たる従事者	1人		
	農業所得	591 万円	水稻(備蓄米)	66 万円			補助従事者	1人		
	雇用労働費差引後	503 万円	トルコギキョウ(季咲き)	249 万円	0.2 ha		労働時間	2,916時間		
			ストック(年内切り)	153 万円			雇用労働費	88万円		

営農類型	経営体 計		作物別		生産方式(資本設備)		農業従事者	
	規模・所得		生産規模	所得	標準装備	追加装備		
花き花木+水稲 (ICT活用)	経営面積	4.2 ha	水稲(移植)		施設 作業所 育苗ハウス	畦立成型機 予冷庫 ICT活用養液 土耕システム 一式	主たる従事者	1人
	農業所得	712 万円	2.4 ha	122 万円				
	雇用労働費差引後	647 万円	水稲(備蓄米)		パイプハウス 灌水施設		労働時間	2,658時間
			1.4 ha	66 万円				
			トルコギキョウ(季咲き)		機械 トラクター 33ps (アタッチメント含む)		雇用労働費	65万円
			0.2 ha	324 万円				
			ストック(年内切り)		管理機 8ps			
			0.2 ha	199 万円				
果樹+水稲	経営面積	6.7 ha	水稲(移植)		コンバイン 3条刈 乾燥機 40石 (調製設備一式)	乗用草刈機 スピードスプ レーヤー フライヤー 防風施設	主たる従事者	1人
	農業所得	522 万円	3.4 ha	173 万円				
	雇用労働費差引後	521 万円	水稲(備蓄米)					
			1.9 ha	90 万円	軽トラック その他小農機具		労働時間	2,154時間
			会津みしらず柿					
			1.4 ha	259 万円			雇用労働費	21万円
			りんご					
			もも				主たる従事者	1人
			0.3 ha	87 万円				
			0.6 ha	201 万円			労働時間	2,853時間
			0.3 ha	87 万円				
肉用牛+水稲	経営面積	3 ha	水稲(移植)		繁殖牛舎 飼料庫 堆肥舎 フロントローダー 牧草用機械 (共同利用)		主たる従事者	1人
	飼養頭数	20 頭	1.95 ha	99 万円				
	農業所得	532 万円	肉用牛(繁殖)				補助従事者	1人
	雇用労働費差引後	532 万円	16 頭	433 万円				
			牧草(転作)				労働時間	1,398時間
			1.05 ha	0 万円				
			1.05 ha	0 万円			雇用労働費	0万円

(2) (組織経営体・集落営農)

営農類型	経営体 計		作物別		生産方式(資本設備)		農業従事者	
	規模・所得		生産規模	所得	標準装備	追加装備		
土地利用型	経営面積	50 ha	水稲(移植)		施設 作業所 育苗ハウス	サブソイラー 大豆播種機 カルチベーター 動力噴霧機	主たる従事者	2人
	作業受託面積	5 ha	30 ha	1,529 万円				
	農業所得	2,232 万円	水稲(備蓄米)		機械 トラクター 2台 (アタッチメント含む)		労働時間	4,670時間
	雇用労働費差引後	2,157 万円	5 ha	238 万円				
			水稲(飼料用米)		播種機 育苗器		雇用労働費	75万円
			5 ha	238 万円				
			水稲(作業受託)		田植え機 2台 動力散布機 3台 コンバイン 2台 コンテナ 4台 乾燥機 3台 (調製設備一式)			
			5 ha	23 万円				
			大豆(転作)		トラクター その他小農機具			
			5 ha	108 万円				
			そば(転作)					
			5 ha	96 万円				
土地利用型 (ICT活用)	経営面積	59.3 ha	水稲(移植)		施設 作業所 育苗ハウス	サブソイラー 大豆播種機 カルチベーター 動力噴霧機 水管理システム 一式 栽培支援ト ローン	主たる従事者	2人
	作業受託面積	6.5 ha	33.3 ha	1,699 万円				
	農業所得	2,613 万円	水稲(備蓄米)		機械 トラクター 2台 (アタッチメント含む)		労働時間	4,670時間
	雇用労働費差引後	2,538 万円	6.5 ha	309 万円				
			水稲(飼料用米)		播種機 育苗器		雇用労働費	75万円
			6.5 ha	309 万円				
			水稲(作業受託)		田植え機 2台 動力散布機 3台 コンバイン 2台 コンテナ 4台 乾燥機 3台 (調製設備一式)			
			6.5 ha	31 万円				
			大豆(転作)		トラクター その他小農機具			
			6.5 ha	140 万円				
			そば(転作)					
			6.5 ha	125 万円				
			6.5 ha	125 万円				

参考資料1 (第5の4の(1)の⑥関係)

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、旧法第18条第2項第2号に規定する土地(以下「対象土地」という。)の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

- (1) 地方公共団体(対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。)、農業協同組合等(農地法施行令(昭和27年政令第445号)第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。)又は畜産振興協会(農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。)

- 対象土地を農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・旧法第18条第3項第2号イに掲げる要件
- 対象土地を農業用施設用地(開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。)として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- (2) 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人(農地所有適格法人である場合を除く。)又は生産森林組合(森林組合法(昭和53年法律第36号)第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。)(それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。)

- 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。
- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

- (3) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第2条第2項各号に掲げる事業(同項第6号に掲げる事業を除く。)を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令(昭和36年政令第346号)第1条第7号又は第8号に掲げる法人(それぞれ対象土地を当該事業に供する場合に限る。)

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
・・・その土地を効率的に利用できると認められること。

参考資料 2 (第5の4の(2)関係)

I 農用地 (開発して農用地とすることが適当な土地を含む。) として利用するための利用権 (農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。) の設定又は移転を受ける場合

<p>①存続期間 (又は残存期間)</p>	<p>1 存続期間は、3年以上 (農業者年金制度関連の場合は10年、開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間) とする。ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間からみて3年とすることが相当でないと認められる場合には、これと異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定 (又は移転) させる利用権の当事者が当該利用権の存続期間 (又は残存期間) の中途において解約する権利を有しない旨を定めるものとする。</p>
<p>②借賃の算定基準</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により農業委員会が提供する地域の実勢を踏まえた賃借料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 採草放牧地については、その採草放牧地の近隣の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草放牧地の生産力、固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの で定めようとする場合には、その借賃は、それを金額に換算した額が、上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定めるものとする。</p> <p>この場合において、その金銭以外のもの で定められる借賃の換算方法については、「農地法の一部を改正する法律の施行について」 (平成13年3月1日付け12経営第1153号農林水産事務次官通知) 第6に留意しつつ定めるものとする。</p>
<p>③借賃の支払方法</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに当該年に</p>

	<p>係る借賃の全額を一時に支払うものとする。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する農業協同組合などの金融機関の口座に振り込むことにより、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払うものとする。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもので定めた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払等を履行するものとする。</p>
④有益費の償還	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額その他の有益費について償還を請求する場合その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し名目のいかんを問わず、返還の代償を請求してはならない旨を定めるものとする</p> <p>2 農用地利用集積計画においては利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定(又は移転)を受ける者が当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の当事者間で協議が整わないときは、当事者の双方の申出に基づき 会津若松市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定めるものとする。</p>

Ⅱ 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	Iの①に同じ。
②借賃の算定基準	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、Iの②の3と同じ。</p>

③借賃の支払方法	Iの③に同じ。
④有益費の償還	Iの④に同じ。

Ⅲ 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続期間（又は残存期間）	Iの①に同じ。
②借賃の算定基準	1 作目等毎に、農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から農業の経営に係る経費を控除することにより算定する。 2 1の場合において、受託経費の算定に当たっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃・報酬が確保されるようにするものとする。
③借賃の支払方法	Iの③に同じ。この場合においてIの③中の「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは「委託者（損失がある場合には、受託者という。）」と読み替えるものとする。
④有益費の償還	Iの④に同じ。

Ⅳ 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	土地の種類及び農業上の利用目的毎にそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価格に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。
②対価の支払方法	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに所有権の移転を受ける者が所有権の移転を行う者の指定する農業協同組合等の金融機関の口座に振り込むことにより、又は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払うものとする。
③所有権の移転の時期	農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われなときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効するものとする。なお、農地中間管理機構が所有権移転を行う場合の取扱いについては、同機構の定めるところによるものとする。